

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条及び第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任解任委員とは評議員選任・解任委員会運営細則第3条及び第4条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員等に対する報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人運営及び施設運営のために業務にあたった日がある月は、報酬を支払うことができる。
- 3 役員等に対して、職務執行に伴い発生する交通費等の経費を費用として弁償することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号において定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については別表1に定める金額。
- (2) 費用弁償については別表2に定める金額。

(報酬等の支払い方法)

第5条 理事長への報酬の支払いは、毎月20日締め25日に指定口座に支給するものとする。

- 2 報酬は法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

- 3 この法人の役員等への費用弁償の支払いは、必要の都度現金で支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会及び評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年11月1日から施行する。
2. この規程は、第5条 第6条 第7条 別表を一部変更し令和2年7月1日から施行する。
3. この規程は、規程名 第1条 第2条 第3条 第4条 第5条 別表1・2を一部変更し令和6年7月1日から施行する。

別表1 (報酬)

区分	内容	額
理事長	会議以外の法人・施設運営のための出勤した日がある月	月額10,000円

報酬の支払いは法令の定めるところによる控除すべき金額を控除する。

別表2 (費用弁償)

区分	内容	額 (片道)
理事	理事会及び評議員会並びに理事長の要請による会議等出席の都度、費用弁償として	10キロ以内 2,000円
監事		20キロ以内 3,000円
評議員		20,1キロ以上 4,000円
評議員選任 解任委員		